

# 令和7年度運営指導指摘事項

---

秋田市障がい福祉課

# 虐待防止措置未実施減算

---

- 対象 全サービス
- 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合
  - 定期的な研修の実施(1年に1回以上)
  - 定期的な委員会の開催および従業者への周知(1年に1回以上)
  - 担当者の配置
- 各取組について議事録等の記録の整備を行うこと

# 身体拘束廃止未実施減算

---

- 対象 全サービス(自立生活援助、就労定着支援、相談系を除く)
- 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合
  - 身体拘束等に係る記録
  - 定期的な委員会の開催(1年に1回以上)
  - 指針の整備
  - 定期的な研修の実施(1年に1回以上)
- 「虐待の防止のための取組」と「身体拘束等の廃止・適正化のための取組」の両方適切に取り組むこと

# 業務継続計画未策定減算

---

- 対象 全サービス
- 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合
  - 感染症に係る業務継続計画の策定
  - 非常災害に係る業務継続計画の策定
  - 計画に従い講じるべき措置の実施
- 「感染症」と「非常災害」の両方の業務継続計画を策定すること
- 感染症の内容は新型コロナウイルスのみに偏らないこと

# 個別支援計画未作成減算

## ●事業者の一般原則

指定障がい福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画（以下、個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障がい福祉サービスを提供しなければならない。

### 個別支援計画作成の流れ

|   |             |
|---|-------------|
| 1 | アセスメント      |
| 2 | 個別支援計画の原案   |
| 3 | 個別支援会議      |
| 4 | 文書による利用者の同意 |
| 5 | 個別支援計画      |
| 6 | サービス提供開始    |
| 7 | モニタリング      |
| 8 | 個別支援計画の見直し  |

原案や計画作成に係る会議録等、各段階毎に記録を残す

### 不備(※)が確認された場合

- (※) サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと。
- (※) 個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。



**個別支援計画未作成減算が適用される**

# 福祉・介護職員等処遇改善加算

---

- 全ての職員に周知が必要
  - 福祉・介護職員等処遇改善計画書【加算Ⅰ～Ⅳ】
  - 任用要件・賃金体系の整備等(書面)【キャリアパス要件Ⅰ、加算Ⅰ～Ⅳ】
  - 研修の計画・実施等【キャリアパス要件Ⅱ、加算Ⅰ～Ⅳ】
  - 昇級の仕組みの整備等(書面)【キャリアパス要件Ⅲ、加算Ⅰ～Ⅲ】
- 職場環境等要件の見える化【加算Ⅰ・Ⅱ】  
情報公表システム(WAMNET)を活用し、具体的な取組内容を記載する
- 周知を行った記録は書面で残すこと  
(周知を行った会議の会議録、周知文書等)

# 感染症対策の強化

|                      | 対象サービス     | 内容                             | 備考                                                                    |
|----------------------|------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 感染症の予防               | 訪問系、相談系    | ①指針の整備<br>②委員会の開催<br>③研修・訓練の実施 | ● 委員会 <u>6月</u> に <u>1回</u> 以上<br>(感染症流行時随時)<br>● 研修・訓練年 <u>1回</u> 以上 |
| 感染症・食中毒の<br>予防・まん延防止 | 上記以外の全サービス | ①指針の整備<br>②委員会の開催<br>③研修・訓練の実施 | ● 委員会 <u>3月</u> に <u>1回</u> 以上<br>(感染症流行時随時)<br>● 研修・訓練年 <u>2回</u> 以上 |

(よくある指摘例)

- ✓ (訪問系サービスの場合)おおむね6月に1回以上、定期的に開催すべき委員会を、年に1回しか開催していない
- ✓ 指針が整備されていない

# 重要事項説明書

---

- 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について記載する  
(①～④全サービス、⑤相談系を除く全サービス)
    - ①運営規程の概要、②従業員の勤務体制、③事故発生時の対応、④苦情処理の体制、⑤第三者評価の実施状況等
  - 掲示または備え付けすること。
- 
- 記載項目が不足していないか
  - 内容が実態や運営規程と相違していないか
  - 掲示または備え付けをしているか